

三條民商

三條民主商工会
三條市興野 2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2020年9月7日
2433回

国民健康保険税 減免承認通知書届く！

コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が3割以上減ったため、6月に三條市役所で国保減免申請を行った会員のもとに減免承認通知書が届きました。

納付税額はおおよそ半減。1期目は承認前だった為すでに納付済みであり、差し引いた額を2期から9期で支払うという内容でした。

同時に申請した介護保険料は「0円」で通知書が届き、4月と6月に年金から天引きされた分は還付を待っているとのこと。

所得ではなく収入で比べて、前年より3割以上減少している場合が対象です。「もしかして…」と思う家庭は主たる生計維持者の事業収入や不動産収入、給与を月ごとにとまとめてみてください。使える制度はおおいに活用しましょう。

問い合わせ、申請とも窓口は各市町村役場です。

三條民商では4人に1人が申請済！
事業継続のための

持続化給付金

前年同月比（単月）で収入が半減した事業者を対象にした返済不要の給付金です。

申請は持続化給付金ホームページで受け付けています。インターネット申請のみですので、希望する方は民商事務所でサポートいたします。

左記日程にてサポート予約を受け付けているので、事前にお電話ください。

◆9月10日（木）午後6時より
◆9月11日（金）午後6時より

【必要書類等】現物をお持ちください

① 昨年の確定申告書の控

（税務署の收受印が無い場合、納税証明書が必要）

② 今年の月別売上合計が分かる書類

③ 本人確認書類（運転免許証など）

④ 通帳

※⑤ 青色申告の場合のみ決算書

田上町・加茂市・三條市

減収50%未満でも使える支援制度あり

田上町には10万円から50万円の支援金があります。昨年と今年の間月別売上を比較して、減少幅5%以上が目安です。今年1月から12月まで対象で、申請期限は来年1月29日です。

加茂市は上限50万円の給付金があります。今年の1月から7月までが対象で、昨年の同じ月の売上と比較して30%以上の減少が目安です。申請期限は9月30日。そのほか、新潟県の三密対策支援金を受給しなかった事業所に対して、三密対策経費の実費支給があります。こちらの申請期限は12月28日です。

三條市では、今年1月から9月の月別売上高を前年同月と比べて30%以上減少した事業者を対象にした補助があります。

- ・ 事業物件の賃料8分の1相当額
- ・ 事業物件の固定資産税6か月分の2分の1相当額
- ・ 事業物件の上下水道料6か月分の2分の1相当額
- ・ 光熱費、通信費等の固定費

申請期限は11月30日です。

Q 給付金や支援金は確定申告でどうしたらいいですか？

A 雑収入で申告してください。

- ・ 事業者の収入が減少したことに対する補償
- ・ 必要経費に算入すべき支出の補てん

これらを目的に国や自治体から支給された助成金などは課税対象です。

（例：持続化給付金、家賃支援給付金、休業協力金 ほか）

※特別定額給付金（一律10万円給付）は非課税です。

コロナウイルス感染症拡大の影響について、三條民商でアンケートをお願いしております。

今週の商工新聞に折り込んだA4サイズの用紙です。

ご協力よろしくお願ひします。

